

市政だより むろらん

57. 6. 1

No. 533

室蘭市民憲章

- 1、健康で働き、明るく楽しい家庭をつくります。
- 1、老人をうやまい、子どもの夢をはぐくみ、あたたかい心のかよいまちをつくります。
- 1、自然を愛し、環境をととのえ、緑豊かなまちをつくります。
- 1、のびゆく港と、産業を育て、未来を開く希望のまちをつくります。
- 1、きまりを守り、教養を深め、文化のかおりあふれるまちをつくります。



喜びを記念樹に 五月晴れの下、市民の森で

ことしで6年目を迎える市民記念植樹が、23日、市民の森・知利別公園（栗山）で行われました。

記念植樹は、結婚や誕生、初入学など生活の中の喜びを樹木の生長に願いをこめて、いつまでも心に残そうと、52年から始まりました。

すでに測量山と知利別公園には、市民が選んだナナカマドやサクラなどが約300本植えられました。

この日は、15組約40人の市民が参加。係から渡されたそれぞれの祝いと氏名の記されたプレートを付けたり、土を盛りたりして、さわやかな汗を流した後は、家族で記念樹を囲んでスナップに収まるなど、五月晴れの下、ほほえましい光景も見られました。

いゲートボール

=ゲートボール入門=

★北海道で生まれたスポーツ★

ゲートボールが誕生したのは、終戦後（昭和23年）間もないころ青少年に健全なスポーツをさせたいと創案、北海道旭川市で広場に子供たちを集めて始めたのが最初です。北海道生まれのレッキとした日本人のスポーツです。

「スポーツの時代」と言われている今日、室蘭でも各種のスポーツが行われていますが、最近、公園や空地、あるいはグラウンドなどを利用して、ゲートボールを楽しむ人たちをよく見かけられるようになりました。ゲートボールは簡単そうに見えますが、いざプレーするとチームワークを重んじ、状況に応じていろいろな作戦をたててかからないと敵チームに負けてしまうため、なかなか頭を使う競技なのです。また、適度な運動が健康維持に効果的で、しかも頭の体操になるため、老若男女を問わない誰にでも楽しめる「スポーツ」として注目されてきました。

こんな効果があつきます

健康づくりに

ゲートボールは軽スポーツです。ボールを追って歩き、ゲートをめざして打つ、しゃがんでボールをひろう、運動量は激しからず少なからず、楽しくゲームをしながら自然に手と足・腰・全身を使い、心と体の健康づくりに最適といえるでしょう。

仲間づくりに

1チーム5人、2チームで競うこととなります。チームの構成は子供・婦人・お年寄り・家族ぐるみ・職場でのチームなど、いろいろ



ゲームを通して心の触れ合いが……

ろな人たちのチームがつくれます。ゲームを通して「通過した」と喜び、抱き合い、手を握り合う親子など、心温まる情景が見られ年代をこえた交流は、ゲートボールだからこそでしょう。

頭の体操に

ルールを知りスポーツとしての作戦も必要です。また、先を見通

ゲートボールの競技規則

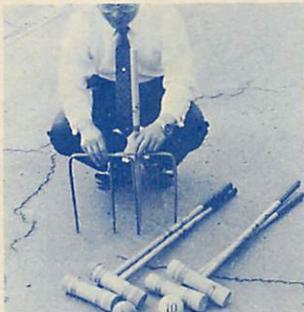
ゲートボールは、ステイックでボール（室内では円盤）を打ち、ゲートにボールをくぐらせるゲームだから「ゲートボール」と名付けられています。

競技者

1チーム最低5人（監督・補欠2人を含む）と8人まで認められています。

使用する用具は

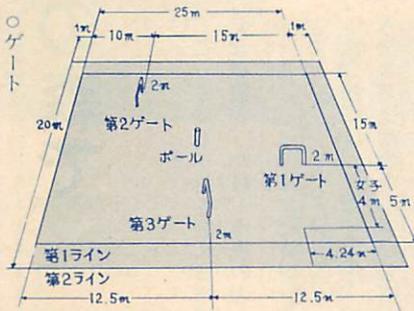
ステイック・ボール（屋外）



した打ち方も考えなければなりません。敵・味方の関係等頭脳プレーが必要です。見る人にも楽しさを与えてくれるのです。素晴らしい頭の体操になっているのです。

コート（屋内）、ゲート・ボール・円盤（屋内）、ゲート・ボール・その他付属品があります。

コート（屋外）の広さ
横25メートル、縦20メートル（楽しむだけなら狭くてよい）



○ゲート
第1・第2・第3の三つのゲートが設けられており、コート中央にはゴールポールが立てられています。

こんなに楽し



5月9日の講習会から＝知利別小グラウンド＝

ゲートの通過

- ①5メートル(男)・4メートル(女)先の第1ゲートを通過すれば権利として、今度は第2ゲート目がけて、さらに打つことができますが、最初に打ったボールが、第1ゲートを通過しなければ振り出しからもう一度行うこととなります。通過してもコートから自球が出る(アウトボール)と、通過の権利は認められません。第2・第3ゲートは認められます。
- ②第1ゲートの通過が最もむずかしいです。第2・第3ゲートの通過には何度打撃してもよいです。
- ③ボールが、第1・第2・第3

ゲート通過後は、どの方向に打撃してもよい



タッチ

コート内では作戦上、自球を敵味方を問わず他球にあてることなどがたびたびあります。これを「タッチ」といいます。タッチすれば「スパーク打撃」という特典が与えられ、味方のボールを有利に進め敵のボールを不利に進めることができます。また、スパーク打撃後にもう一度打撃の権利が与えられるのです。

スパーク打撃

タッチして静止した自球をそのまま動かさず、タッチされた他球(敵・味方の場合がある)を自球

競技時間と得点

のところに持つてきて、自分の打ちたい方向に接触させ、自球を足でしっかりと踏み、自球を打撃することによって、そのショックで接触させている他球を飛ばすことができます。

- 時間 1ゲーム 30分
- 審判員 主審・副審の2人が判定します。
- 得点

と、それぞれ通過し、最後にコート中央のゴールボールにボールをあてることによって「上がり」となります。

コート内では作戦上、自球を敵味方を問わず他球にあてることなどがたびたびあります。これを「タッチ」といいます。タッチすれば「スパーク打撃」という特典が与えられ、味方のボールを有利に進め敵のボールを不利に進めることができます。また、スパーク打撃後にもう一度打撃の権利が与えられるのです。

- ①それぞれ競技者個人の合計点を5人プラスしたものを。
- ②それぞれ競技者個人の最後の得点のみ5人プラスしたものを。
- ③「上がり」の人数のみで決める。

まためますと、30分の時間内にスタート地点から自球を打撃し、タッチ、スパークをくり返しながらゲートを通し、ボールにあて上がるゲームです。紙面で説明できない規則がたくさんあります。実際に競技することによって楽しさを体験できます。

自分の健康は自分で守らなければなりません。そのためにはスポーツが一番の良薬です。ゲートボールで健康に、そしてたくさんのお仲間をつくり、楽しい生活を送りましょう。

お知らせ

普及指導員のテスト

▽ゲートボール講習会に参加された方を対象に普及指導員のテストが実施されます。

▽期 日 7月4日10時～12時

▽場 所 中島地区サービス

▽筆記用具をご持参下さい。

▽合格者には、認定証書とワッペンが与えられます。

指導員を派遣します

▽ゲートボール指導員を派遣します。地域から選ばれている体育指導委員がうかがいます。どうぞ申し込みください。(市体育館へ)

用具を貸し出します

▽ゲートボールの用具を貸し出します。印鑑持参の上、市体育館へおいでください。

詳細 市体育館 ☎4475
21)

ぼくじわたしの ミニギャラリー

【寸評】	● 絵画	本輪西小学校 東中学校	八重樫ひさ教諭 武田 貢教諭
	● 書	本輪西小学校 東中学校	大場 稔教諭 市橋 英明教諭

◀東中2年 今井 亮一

のびのびと書けています。点、画の多い文字であるため、4字の調和をとるのに苦労のあとがみられます。「社」の第2画目の左はらいの運筆に工夫すること。「連」の車の部分に力強さがほしかったと思います。

社会 連帯

亮一

草原

五の一
飯島 靖子

自然

小六

渡部 裕司

◀東中2年 池 辺 亜希子

2字の配列もよく一点一画でいねいに書かれた作品です。中堅学年の責任も感じ意欲的に取りくもつとする心が感じられます。ただ「進」の第3画目の方向が気になります。

前進

中二
亜希子

▲本輪西小5年

飯島 靖子

しっかりとした力強い字になりました

▲本輪西小6年

渡部 裕司

どっしりとした感じです。点がよく書けています。



一人の小さな声がみんなの心に大きく広がる——。そんなあなたの提言、感動を市民にご披露下さい。

観光道路沿いの 不法なゴミ投棄に思う

会社員尾崎 保(44)

新緑の萌え出す季節と共に、室蘭に訪れる観光客、旅を憩う人、緑を求めてやって来る人々等が増す時期でもあります。室蘭のシンボル測量山を取り巻く絵柄半島よりイタンキ浜辺迄の観光道路は、有数の風光明媚な風景であります。この道路沿いの谷間に何んと多くの可燃性粗大ゴミが不法に投棄されている事でありましょうか。街の美化と共に、緑の美化が叫ばれている昨今の中で、故意に他人が見ていなければ、投場が遠方だから、自分一人くらい投げても、という安易な気持ちがあるのではないのでしょうか。

(新富町)

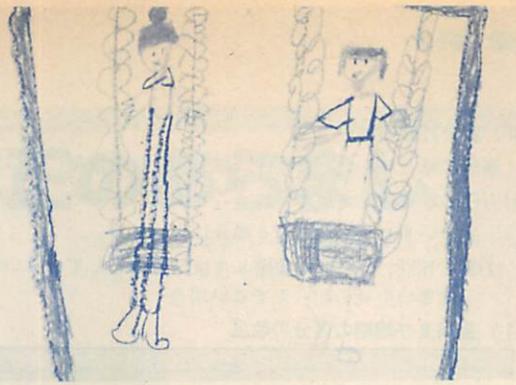
あなたの声を

お寄せください

▽住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記の上、お送りください。
▽送り先 函 幸町1-1-2 市役所 広報広聴課「声のひろば」係



◀本輪西小6年 工藤 弘貴
 バッターボックスに立ち、ピッチャーから投げられた球をハッシと打とうとする構えや表情がよく描かれている。



▲本輪西小1年 小円間 美紀
 なかよくブランコに乗っている様子が出ています。ブランコもがっちり描きました。



◀お父さん 東中2年 鱗 川 昇
 デッサン力にすぐれ、煙草をのんでいるお父さんの姿を正確にとらえている。特に顔の表情がとても良い。服のポリウムも表現されていて、生活感情の出ているすぐれた作品である。



◀友だち 東中2年 福 谷 理夫
 人物画は身体のバランスがうまくとれなくて、大変むずかしいのだが、この作品はそのバランスがとても良い。彩色も大まかな筆づかいで明暗を大胆に表現して良い。筆勢のある生き生きとしたすぐれた作品である。

測量山

自然の仲間たち ⑮

キアゲハ

態で生育しますと、主として食物のとする量が、少なくなることで、この春型の個体になることが知られています。

キアゲハは林間の道路よりも十分に陽のあたる所を好み、測量山の山頂部や女測量山の山頂で良く見られます。飛ぶコースが大抵はば一定していますので、採集しやすい種といえます。

飛ぶコースのことを「蝶道」と呼んでおられますので、チョウを見かけたら、どんなコースをたどるのか観察してみるとおもしろいと思います。

キアゲハは、セリ科の植物を食草としていますので、ニンジン(葉)で飼育できます。

(日本甲虫学会々員 宮森健一
 Ⅱ写真もⅡ)



例年ゴールデンウィークが過ぎる頃、黄色と黒色の紋様のこのチョウを見ます。やわらかい春の日差しのなかで、はねを激しく動かして、忙しそうに飛び回っているのを見ますと、黄色と黒色のんだら模様に見えます。室蘭に産するチョウの仲間では、数少ない大型チョウの一種ですから、子供たちに人気があり、採集時に最も狙われる種類でもあります。

5月に見られる個体は、蛹(さなぎ)で冬を越したものが、春の到来で、気温の上昇により羽化(うか)して成虫になったもので、7月以降に出現する個体と少し形状に差違があります。

春のものは、体が小型で、地色も淡く、うしろばねにある尾状突起も長くありません。このような個体を春型と呼んでおられます。これは比較的湿度の低い状

4、寡夫控除の創設

寡婦に準じて、一定の要件に該当する父子世帯についても21万円の寡夫控除が認められることになりました。適用要件は、次のいずれにも該当する場合に限ります。

- (1)妻と死別、あるいは離婚した後、婚姻をしていない場合又は妻の生死の明らかでない場合

- (2)その者と生計を一にする被扶養者(子)を有する場合
- (3)前年の総所得金額が300万円以下(総収入金額で約431万円)であって高齢者に該当しない人

5、土地等に係る長期譲渡所得の課税の特例の改正 (この改正は58年度以降の課税分から適用)

1) 長期及び短期の区分の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
長 期	43年12月31日以前に取得した土地、建物等	譲渡のあった年の1月1日において所有期間が10年を超える土地、建物等
短 期	44年1月1日以後に取得した土地、建物等	譲渡のあった年の1月1日において所有期間が10年以下である土地、建物等

2) 税率の改正

区分	改 正 前	改 正 後
を一譲渡的に土地等	(特別控除後の譲渡益が) ①4,000万円以下の場合、市民税4%、道民税2%	(特別控除後の譲渡益が) ①4,000万円以下の場合、改正前と同じ
	②4,000万円を超え8,000万円以下の場合、4,000万円を超える部分について、2分の1総合課税	②4,000万円を超える場合、4,000万円を超える部分について、2分の1総合課税
	③8,000万円を超える場合、8,000万円を超える部分について、4分の3総合課税	
	税額=①+②+③	税額=①+②
優良住宅地の造成等	①4,000万円以下の場合、市民税4%、道民税2%	①4,000万円以下の場合、改正前と同じ
	②4,000万円を超える場合、4,000万円を超える部分について、2分の1総合課税	②4,000万円を超える場合、4,000万円を超える部分について、市民税5%、道民税2.5%
	税額=①+②	税額=①+②

※優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の改正後の課税の特例は、58年度から60年度の3年間に限る。

6、雑損控除額算出基準の改正

雑損控除の適用の範囲を拡大するとともに、その控除額の計算方法が次のとおり改正されました。

(改正後)

態 様	1. 前年中の損失の金額の内に、災害関連支出の金額がない場合、又はあっても5万円以下の場合	2. 前年中の損失の金額の内に、5万円を超える災害関連支出金額がある場合	3. 前年中の損失の金額が全て災害関連支出の金額である場合
控 除 額	損失の金額 - (総所得金額等 × 10%)	損失の金額 - 次の低い方の金額 (1)損失の金額 - (災害関連支出金額 - 5万円) (2)総所得金額等 × 10%	損失の金額 - 次の低い方の金額 (1)5万円 (2)総所得金額等 × 10%

(改正前) 控除額 = 損失の金額 - (総所得金額等 × 10%)

特別土地保有税

改正前課税の対象となっていた保有土地のうち、次の要件に該当する場合は課税客体から除外されることになりました
(1)44年1月1日以後に取得した 市街化調整区域内に所在

する土地で、その保有期間が10年を経過したもの。(同区域以外に所在する土地については、従来どおり課税対象になります)

- (2)57年4月1日以後に取得し、その保有期間が10年を経過したもの。

ガス税

ガス税の免税点が57年6月1日から12,000円(改正前10,000円)に引き上げられました。

以上の改正により、57年度の固定資産税及び都市計画税の納期が57年度の第1期分に限り5月16日から5月31日までに変更になりました。

◎このお知らせに関する詳細は…

- 固定資産税・都市計画税、特別土地保有税は 資産税課 (☎21111内線331~337)
- 個人市民税、ガス税は 市民税課 (☎21111内線321~328)

57年度 地方税法 改正のあらまし (市税条例)

57年度の地方税法の一部が改正されましたのでその改正のあらましをお知らせします。

固定資産税、都市計画税

1、土地に係る負担調整措置の改正

土地の評価替えに伴い、57年度から59年度分までの固定資産税及び都市計画税については、57年度評価額の56年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じ、右表のように負担調整措置が講じられます。

2、新築住宅に係る減額措置の適用期限の延長（固定資産税のみ）

新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る減額措置の適用期限が3年間延長され、59年1月1日までに新築されたものについて適用されることに改正されました。

区分	上昇率	負担調整率	
		改正前	改正後
宅地等	1.3倍以下のもの	1.1倍	1.1倍
	1.3倍を超え、1.5倍以下のもの	1.2	1.15
	1.5倍を超え、1.7倍以下のもの		1.2
	1.7倍を超え、1.9倍以下のもの	1.3	1.25
	1.9倍を超えるもの		1.3
一般農地	1.15倍以下のもの	1.05	1.05
	1.15倍を超え、1.3倍以下のもの	1.1	1.1
	1.3倍を超え、1.5倍以下のもの	1.2	1.15
	1.5倍を超えるもの		1.2

●国定資産税の課税標準額の計算例(57年度評価替え各区分共200㎡)

用地	56年度		57年度		上昇率 C/A	負担調整率 D	57年度の課税標準額 (A×D) E	56年度の税額	57年度の税額	57 - 56 差引増加額
	評価額 (54年度改訂)	課税標準 (住宅用地) A	新評価額 B	軽減後の額 (住宅用地) C						
小規模住宅地	1,770	442	2,230	557	1.26	1.1	486	7,070	7,770	700
一般住宅地	1,518	759	1,912	956	1.26	1.1	834	12,140	13,340	1,200
非住宅地	1,954	1,954	2,462	2,462	1.26	1.1	2,149	31,260	34,380	3,120

注) 1. 小規模住宅地のC欄は新評価額の4に軽減措置が適用される。
2. 一般住宅地のC欄は新評価額の5に軽減措置が適用される。

個人市民税

1、個人均等割非課税限度額の引き上げ

個人均等割のみを納めている人に係る均等割の非課税基準となる金額を23万円(改正前21万円)に引き上げられました。

ました。

2、個人所得割非課税限度額の引き上げ

56年度限りの措置として設けられた低所得者層に対する所得割の非課税制度を57年度においても非課税限度額を次のとおり引き上げた上、継続されることになりました。

家族構成	年度	56年度限りの非課税限度額	57年度限りの非課税限度額
単身者		給与所得控除後の金額が27万円	給与所得控除後の金額が27万円
夫婦		54万円(27万円×2人)	63万円(27万円×2人+9万円)
夫婦子供1人		81万円(27万円×3人)	90万円(27万円×3人+9万円)
夫婦子供2人(標準世帯)		108万円(27万円×4人)	117万円(27万円×4人+9万円)
以下、被扶養者数が一人増すごとに27万円上積みされます			

給与所得控除後の金額(総所得金額)とは、給与所得者の場合、給与等の総収入金額から、当該総収入金額が125万円以下の場合一律50万円、125万円を超え150万円以下40%、150万円を超え300万円以下30%……で計算された合計額(給与所得控除額)を差し引いた額をいいます。

3、配偶者控除及び扶養控除の対象となる人の所得要件の緩和

配偶者控除及び扶養控除の対象となる人の所得要件である総所得金額が29万円(改正前20万円)に引き上げられました。

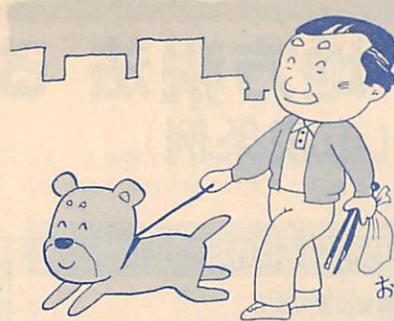
これにより配偶者等の総収入額と住民税の関係は次のようになります。

配偶者等の収入金額	夫等の所得から配偶者控除等が		配偶者等の収入に所得割が	
	改正前	改正後	改正前	改正後
70万円以下	受けられる	受けられる	かからない	かからない
70万円を超え72万円以下	受けられない	受けられる	かからない	かからない
72万円を超え79万円以下	受けられない	受けられる	㊦かかる	㊦かかる
79万円を超える場合	受けられない	受けられない	かかる	かかる

㊦2の非課税限度額との関連で、収入金額が77万円以下の場合は、課税されません。

犬を飼っている人へ

愛犬の運動は十分ですか



散歩のとき、フンの始末をお忘れなく！

やめましょう。放れている犬は、野犬とみなし処分されます。

用便の始末はキチンと

犬は、自分の家よりも、他人の家の前や公園、道端などでよく用便をします。

飼育者は、犬の運動や散歩の際ビニール袋などを用意して、犬の用便の始末は、キチンと行なってください。

犬は捨てないで

子犬や大きくなった犬を捨てる人がいるため、野犬や浮ろう犬の苦情が後を絶ちません。捨てられた犬は、人に追いつてられ、交通事故や野犬掃とうにあうことになり、犬に大変な苦痛を与えることとなります。

不要な犬は、保健所か市衛生課に引き取ってもらいましょう。事故が起きたら

直ちに事故届を出すこと。事故の大小を問わず、飼い主はその犬に対し必要な措置をし、市に加害届を出し、その指示を受けてください。被害者は被害届を出してください。これは今後の事故防止のために必要なことです。

犬による事故防止のため、放れ

人に接しないように郵便配達の人などが玄関まで行けないような危険なつなぎ方は禁止されています。人に対して安全な管理をしてください。放し飼いはやめよう。放し飼いにすると、人に対して恐怖心や危害をあたえますので、

講座・講習会

放送利用学習会

明るい家庭

づくり

市教育委員会とNHK室蘭放送局の共催で、子供の教育や一般教養、やさしい科学をテレビ番組を利用して、気軽に学習できる各種の講座を開設します。

明るい家庭づくり役に役立つこれらの講座を、ぜひ、ご利用ください。

〈実施共通要項〉

- ▽学習方法 テレビを見たあと、講師を中心に話し合います。
- ▽受講料 無料(ただし、資料代として500円程かかります)
- ▽会場 NHK室蘭放送局
- ▽申込方法 6月8日から社会教育課(☎29407)へ、電話で申し込みください。
- ▽詳細 市教委事務局社会教育課
- ▽おかささんのスタディールーム 中学生編
- 少年期から青年期に達する中高生の心理や行動を理解し、親のあり方を考えます。
- ▽対象 中学生のいる家庭の母

市政ガイドブックの広告を募集します

57年度に発行する「市政ガイドブック」(B5判100ページ、6万部、8月上旬刊行予定)に広告の掲載を希望する人は6月15日までに市と広告取扱契約をした新生広告社室蘭支社(中央

町3-15-12 ☎29411)へ申し込みください。広告の内容は、公益性のあるものを優先します。

▽詳細 広報広聴課(☎221111内線411)414)

- 親と中学校PTA学級:25人
- ▽期間 6月14日から10月までの毎週月曜日 10時~12時
- ▽利用番組 NHKおかささんの勉強室から「十代の心」
- ▽おかささんのスタディールーム

- 小学校1年生から3年生までの子供の心身の発達の特徴、遊びや健康づくり、生活習慣のしつけなどを考えます。
- ▽対象 小学生のいる家庭の親
- ▽期間 6月17日から10月までの毎週木曜日 10時~12時



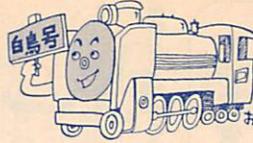
- ▽利用番組 NHKおかささんの勉強室から「小学校前期」
- ▽おかささんのサイエンスカレッジ
- 私たちの身近な生活や身のまわりに潜む意外な事実や驚きの世界を科学の目で見直すドキュメントです。
- ▽対象 一般婦人:25人
- ▽期間 6月中旬から7月下旬までの毎週金曜日 10時~12時
- ▽利用番組 NHK特集番組「パノラマ太陽系」
- ▽教養セミナー
- 20世紀は、人類史上最も激動の世紀といえるでしょう。政治、学問、芸術の各分野で活躍した人間のドラマを描きます。
- ▽対象 青年、一般人:25人
- ▽期間 6月中旬から10月までの毎週金曜日 18時~20時
- ▽利用番組 NHK教養番組「20世紀の群像」

ている犬や野犬を見たらご連絡ください。

▽連絡先 室蘭保健所衛生課(☎229131)か、市衛生課(☎221111内線431)へ。

※57年度の犬の登録と春の狂犬病予防注射はお済みですか。生後91日以上の犬は、年1回の登録と春と秋の年2回、狂犬病予防注射を受けてください。

SLの愛称 「白鳥号」 に決まる



先に募集した青少年科学館の蒸気機関車の愛称は、最も応募数の多かった「白鳥号」に決まりました。抽選の結果、次の5人を、6月20日

敬称略

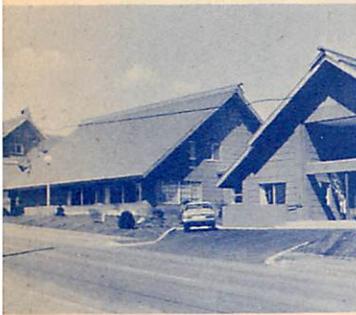
青少年科学館に招待し記念品を贈るほか、応募者全員に招待券を発送しました。

健康で楽しい老後を

軽費老人ホーム「泉 寿園」

社会福祉法人・室蘭天照福祉会が建設をすすめていた、西胆振地方では初めての軽費老人ホーム「泉寿園」(柏木町47)が、4月28日開園しました。

泉寿園は、60歳以上のお年寄りを対象に、生活費は本人負担(約3万7千円〜4万円)で入所する施設。各室個室で定員は50人(單身者32人、夫婦9組)。



大学公開講座

職場と家庭を

むすぶ健康管理

市教育委員会と室蘭工業大学の共催で、働く人の健康について考える大学公開講座を開催します。

▽テーマ 職場と家庭をむすぶ健康管理
▽定員 40人(先着順)
▽日時 7月12日〜21日 18時〜21時

▽時間数 20時間
▽会場 室蘭工業大学
▽受講料 2千円(申込時納入)
▽申し込みは 6月7日(月)から室工大教務課(水元町27-1-44)4181)か、市教委事務局(栄町2-1-19)☎229405)へ、直接おいでください。

▽演題・講師) 7月中
○12日(月) 職場における健康管理の要点 教授 古屋 統
○13日(火) 最近の労働災害・職業病の動向と問題点 教授 古屋 統
○15日(木) 現代生活と心の健康 助教授 清水信介
○16日(金) 働く人の食生活 室蘭保健所衛生課長 米野 稔、同栄養士 松田紅花

○19日(月) 働く人々とアルコール・タバコなどの問題 室蘭医師会 医師 斎藤義寛

○20日(火) 救急処置の初歩(実技指導含む)教授 古屋 統
技官 西角奈美子
○21日(水) 参加者への健康診断サービス 教授 古屋 統、技官 西角奈美子

勤労婦人センター

▽開講日 7月7日から9月8日までの毎週水曜日
▽時間 13時〜15時
▽材料費 1千500円程度
▽定員 25人

▽開講日 6月25日から7月30日までの毎週金曜日(7月9日除く)
▽時間 18時〜20時
▽材料費 1回500円程度
▽定員 40人

○申込方法 ハガキに講座名、住所、氏名、年齢を記入の上、申し込みください。定員を越えた場合は、抽選によって決め、受講できる人に通知します

▽締切 6月20日到着分
▽あて先 ☎051栄町2-1-1-20 勤労婦人センター(☎2311043)

催し

青少年 さつき展 科学館

▽期間 6月19日、20日、22日〜25日
▽共催 青少年科学館、室蘭青年同好会
詳細 青少年科学館(☎221058)

第27回市民音楽祭

▽会場 文化センター
▽入場料 1回300円(小学生以上)
▽開場 17時30分(開演 18時)
〈第1日出演者〉6月12日(土) 白百合合唱団、室蘭ライオンズ少年少女合唱団、室工大グリークラブ、室カトリック女高合唱部、室清水丘高音楽部、シルバーH・G、さざなみコーラス、フロイデ混声合唱団、室東高マンドリンクラブ、室蘭ジュニア吹奏楽部、室清水丘高吹奏楽部、室蘭交響吹奏楽団
〈第2日出演者〉6月19日(土) 登別高合唱部、明治大正少年少女合唱団、コウルティット、伊達高音楽部、ポアロシニョール、室蘭混声合唱団、室工大クラシックギタークラブ、室商高マンドリンクラブ、室工高吹奏楽部、港北中吹奏楽部、新日鐵室蘭吹奏楽団

精神薄弱者 巡回判定会

相談は無料です

市では、北海道精神薄弱者更生相談所の協力で、満18歳以上の精神薄弱者を対象に、適切な保護と自立更生意欲の向上を図るため、無料で診断、判定などの相談や助言、指導を行います。

▽日時 7月14日、15日 9時30分～16時

▽会場 文化センター

▽申込方法 6月8日から福祉課福祉係に直接おいでください。

なお、人数に限りがありますので、お早めに申し込みください。

▽詳細 福祉課福祉係(☎22) 1111内線464)

※療育手帳の交付申請や施設の入

所、精神薄弱者に対する相談などは、随時、当課で受け付けています。

市民法律相談 毎月第2、第4土曜日



相談は無料です

▽相談日、相談員

6月12日 芝垣美男弁護士

6月26日 土井勝三郎弁護士

▽時間 9時30分～12時

▽受付 予約制です。事前にご連絡ください。

▽申し込み先 広報広聴課市民相談室(☎22) 1111内線416)

助け合いの輪を広げよう

街頭献血

▽6月10日(木) 13時～16時

ニュージャパン前

▽6月15日(火) 10時～12時

13時～16時 長崎屋室蘭中央店前

▽6月17日(木) 10時～12時

13時～16時 室蘭駅前

▽6月18日(金) 9時～11時30分

東室蘭駅東口前

他機関から

国鉄から

お願い

〈線路は危険です〉

○子供を線路や線路付近で遊ばせない。また、このような子供を見かけたら、直ちに注意して安全な場所まで遊ばせてください

○近道と思つて線路を横断したり通行することは非常に危険です大人も子供も正規の踏切を通りましょう

○必ず一旦止まって左右の安全を確認かめる

〈ドライブバーへ〉
踏切を通行するときは

必ず一旦止まって左右の安全を確認かめる

○無理な直前横断はやめる

○先づまりしているときは踏切手前で待つ

○踏切内で万一止まったときは、直ちに踏切にある踏切支障報知装置のボタンを押して列車を止める手配を。踏切支障報知装置のない踏切では、車に備え付けの発煙筒や赤旗を使用して列車を止めてください。列車が無事止まった場合、損害金はいたしません(踏切支障報知装置を使用したときは、最寄りの駅にご連絡ください)

○簡易保険、郵便年金に関係のあるもの

○自由題

▽字数 (400字詰め原稿用紙に)

○小学生 3枚程度

○中学生 4、5枚程度

▽締切 6月30日

▽入選発表 10月

▽賞 郵政大臣賞、文部大臣賞、学校賞などのほか、全員に参加賞

▽詳細 室蘭郵便局(☎22) 990) か、東室蘭郵便局(☎44) 4431) の保険課窓口へ

海上保安庁

職員募集

▽職種 (1)船艇職員 (2)無線通信士・無線技術士

▽受験資格 昭和18年4月2日以降生まれで同保安庁の条件に該当する者

▽受付期間 6月1日～19日

▽詳細 室蘭海上保安部(☎23) 3131)

簡易保険・郵便年金

作文コンクール

作品募集

▽応募資格 小学校5、6年生 中学校1～3年生

▽作品題名(次のいずれか)

第31回母と子の

よい歯のコンクール

▽対象 53年4月1日から54年3月31日までに生まれた幼児とその母親

▽選出基準 (1)ムシ歯、口腔疾患がないこと(ただし、初期のムシ歯で完全な治療がなされていればよい)

(2)歯口清掃がよくできていること

(3)全身発育、栄養状態が良好であること

(4)全身疾患、異常がなく健康であること

▽申込方法 往復ハガキに住所、氏名、生年月日(母子)を記入の上、6月20日まで室蘭保健所へ

▽詳細 室蘭保健所予防課(〒051幸町9-1 ☎22) 9131)

商店経営の皆さんへ 商業統計調査にご協力ください

6月1日現在で商業統計調査が実施されます。この調査は、全国の商店(卸売業・小売業・飲食店)をのりなく調査し、商店数、従業者数、商品販売額等を業種別、規模別、地域別に把握しようとする

ものです。後日調査員が皆さんのお店に伺いますので、よろしくご協力ください。

▽詳細 総務課統計係(☎22) 1111内線3558)



訪問販売による 玄関フード、カーポート、サン ルームなどの契約は慎重に

「強風で壊れたので販売店に修理を依頼したが、来てくれない」「注文したものと違う品物を取り付けようとしたので、指摘したところ工事をやめて再開しようとしていない。その間に、クレジット会社から支払い請求が来た。」
このような訪問販売による玄関フード、サンルームなどの設置や契約をめぐる苦情が増えています。これから設置しようとする人は、次の点に注意しましょう。

◎カタログには、道内では不向きな本州向け仕様のものがあるの
で、注意する

◎工事費が数10万円と高額なので
慎重に業者を選ぶ

◎説明どおりに工事やアフターサービスが行われないこともあるので、契約の際、契約書をよく読み、話し合いで決めたことはセルスマンに書面にしてもらう

▽苦情・相談は 消費者相談室
(☎22) 4856)

**不用品ダイヤル市
情報 ☎23) 5000**

5月18日現在

▽譲ります 食卓いす4脚、子供用食卓いす、シングルベッド、ロッキングチェア、スチール机、ペビラック、ペビバス、ペビベッド、おまる、ゆりかご自転車(女児12歳、14歳、男児12歳)、加湿器、冷蔵庫、足踏み式ミシン、組立式ガレージ、ポータブル石油ストーブ、温風

6月7日は計量記念日

家庭用計量器

無料検査実施

日ごろ使用している計量器は正しいでしょうか。市では、6月7日の計量記念日にあたり、次の日程で家庭用計量器(ヘルスメーター、キッチン、ペビスケール、体温計、血圧計)の無料検査を実施

ストーブ、ストーブガード、ホームタンク、36リットル油タンク、温水器、瞬間湯沸器、ブランコいす型あんま器、マットレス

▽譲ってください 2人用食卓テーブル、整理たんす、長いす、コーナーいす、ダブルベッド、二段ベッド、ペビーカー(1人用、2人用)、自転車(女児14歳、23歳、男児16歳、24歳、サイクリング、紳士用、婦人用)、小型乗用車、オルガン、ピアノ、カセットレコーダー、ビデオデッキ、カラーテレビ、電子レンジ、2ドア小型冷蔵庫、掃除機洗濯機、はり板、あみ機、ポータブルミシン、剣道防具一式(中学生男子)、ルームランナー、都市ガス用バスオイル、ガスレンジ、ガステーブル、ポット式石油ストーブ、90リットル油タンクぶらさがり健康器、三輪車

実施します。この機会に一度精度を確かめてみましょう。(6月中)

◎5日(土) 衛生課輪西分室

◎7日(月) 計量検査所

◎8日(火) 中島地区センター

◎9日(水) 本輪西地区センター 10時~12時
白鳥台地区センター 13時~15時

【詳細】 市民生活課計量検査所 (☎22) 1111 内線358)

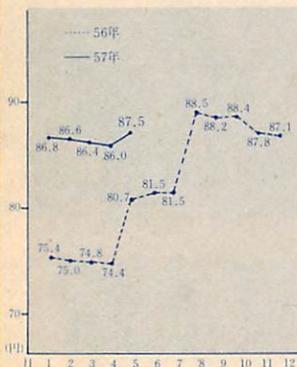
モニターの目

値動き

市消費生活モニター調査

⑨

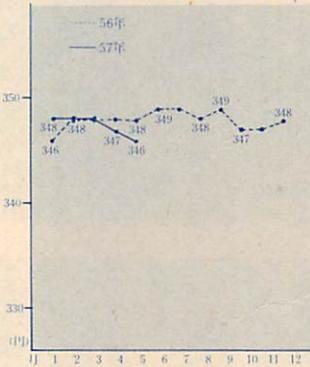
灯油(12)の値動き



〔灯油〕

昨年8月から今年の4月までわずかながら毎月値下りが続けてきましたが、5月に前月比で1.5円の値上げが見られました。

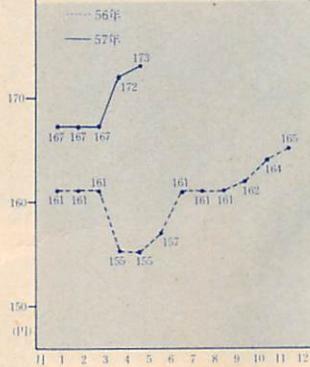
バター(225g、カルトン入)の値動き



〔バター〕

ほとんど値動きのない品目です。

食パン(8枚、2.4食)の値動き



〔食パン〕

去年の夏からわずかではありますが、値上りが続けています。

